

## 1. これまでの経緯と今後の議論の方向性

- 知の総和答申を踏まえ、各地域の「知の総和」向上に向けた高等教育機関を中心とした取組を推進するための環境整備が必要。政府方針においても、地方創生や地域の産業人材育成に関し、地域の高等教育機関への期待は大きい。
- 2040年を見据え、大学等が各地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成に積極的に関わり、地域の取組をリードできるよう、学長、知事、地域産業界代表者をはじめ地域の産学官が様々なレベルで緊密に連携し、その取組基盤としての高等教育機関間・地域の産学官金等間の連携強化の取組が不可欠。各地域の高校改革等教育改革やリカレント等の取組との連携も必要。
- 各地域において高等教育の機会が適切に享受できるよう、各地域の進学者や就業先のニーズを十分考慮した、関係者間の認識の共有・緊密な連携を図るための取組の促進が重要であり、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行する場(地域構想推進プラットフォーム)の整備が必要。
- 毎年度、中教審の議論や政府全体の政策動向、各地域の人材需給等のデータや取組状況等を踏まえ、2040年を見据えた取組の方向性や次年度を中心に短期的に実施する具体的な取組を議論し、毎年度地域大学振興プランを改善。

## 2. 令和7年度会議における主な議論

### ①地方創生のための地域の産学官金等の連携促進

- 地域の産業人材育成など地域課題を起点とした取組が地域の産学官金等の意思疎通をより深めるとともに、大学と地域産業界の強い結びつきが地域の産業発展・人材高度化に寄与

### ②地域アクセス確保を図るための大学間・地域関係者間の連携促進

- 設置者を超えた大学間連携や行政・専門職団体等との連携が地域アクセス確保を図るために必要不可欠

### ③継続的な地域大学振興の取組のための人材・財源等

- 的確なコーディネーターの配置・育成や人材マッチングの取組が産学官金等の信頼関係構築や連携基盤充実に寄与
- 多様な財源のマネジメントが継続的な産学官金等連携の取組に不可欠

### ④地域での学生等の充実した学びの機会の確保やそれを支える大学・教員への評価

- 地域での高校・大学での充実した学びの経験が学生等の進路・就職先選択において極めて重要
- 各地域の大学・教員に対する評価の工夫がさらなる地域志向の取組発展に寄与

# 令和8年度地域大学振興プラン（概要）

## 1. 令和8年度の取組に向けて

- 地域構想推進プラットフォームの構築等を図るため、各地域の状況や構想等を十分踏まえつつ、高校改革等・リカレント教育等の取組や関係省庁の地域大学振興関連施策とも連携を図りながら、各地域の支援の充実に取り組む。  
※学生特別委員から、魅力的な地域大学実現のため、他大学や自治体、地域産業界とのつながりや、高校生の大学・学生に対するイメージがより明確になる高大一体的な取組を期待
- 「知の総和答申」において示された危機感を共有しつつ、2040年を見据え、地域アクセス確保・地域大学振興の取組の展開に資する、大学間・産学官間の連携基盤の構築等に最優先で取り組む。

## 2. 今後10年程度を見通した地域大学振興の取組の方向性

- 学長、知事、地域産業界代表者をはじめ地域の産学官が様々なレベルで緊密に連携し、各地域の人材需給や産業界等のニーズを共有しながら、2040年を見据え、高等教育機関間・産学官間の連携基盤強化に向けて不断に取り組む。
- 地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行する場（地域構想推進プラットフォーム）の構築や、地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営や地方創生に資する産学官連携の取組を通じ、各高等教育機関等の役割を認識・共有し、高校改革等やリカレント教育等の取組との連携も含め地域の人材育成のハブとなる取組を促進。
- 魅力的な人材育成に共同で取り組みやすい環境実現や、地域内・都市地方間の多様な交流促進、各地域の取組進捗に応じたコーディネーターの配置・育成、多様な財源確保の取組促進、取組事例・ノウハウ等の共有促進を図る。

## 3. 令和8年度の取組

### ア. 地域構想推進プラットフォームの構築

- 地域の産学官が緊密に連携し、各地域の人材需要や産業界等のニーズを共有しながら、人材育成方を協議実行するための多様なモデル構築促進  
※「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業やプラットフォームの届出制度も活用し各地域の連携基盤構築を支援  
※自治体・地域産業界・関係団体との緊密な連携、高大院一体改革等の取組展開、多様な財源確保等に留意
- 各地域の人材育成・地域振興の取組のハブとしての機能を果たせるよう、高校・社会人段階の人材育成の取組との連携、地域産業振興施策や地域の社会・生活基盤を支える施策、地方創生の取組との連携促進

### イ. 都市部大学と地方の大学や地方公共団体間の連携促進

- 都市部学生の地域での多様な経験機会へのアクセスや地域の高等教育の場の充実、都市・地方の人材交流等促進  
※「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進」事業を活用し、学内推進体制整備、プログラム構築、新たな自治体・大学連携等促進

### ウ. 大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援

- 持続可能な高等教育機会の確保に取り組む緊要性等を踏まえ、大学間連携による地域アクセス確保の取組促進
- ア～ウのほか、大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用促進や、大学等を核とした地方創生事例の普及・展開（コーディネーター間のノウハウ・情報共有等）、地域大学振興関係施策との連携（関係省庁施策、各地域の高校改革や地方創生関係施策等との連携）に取り組む

# 地域大学振興に関する有識者会議における議論及び 令和8年度地域大学振興プラン

## 1. これまでの経緯と今後の議論の方向性

- 近年の大学教育改革の流れの中で、特にこの10年は、「地(知)の拠点整備事業」の創設以来、大学と地方創生を掛け合わせた取組を進めてきた結果、各大学の地域連携の取組や、ランドデザイン答申で提言された地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人等の取組が全国で広がりつつあり、この流れを受けて、今後は高等教育を取り巻く状況を踏まえた取組をより実効的なものとしていくことが重要。
- 「知の総和答申」において、高等教育が目指す姿として、我が国の「知の総和」の向上について提言。各地域の「知の総和」の向上に向けた高等教育機関を中心とした取組を各地域の実情に応じて推進するための環境整備が必要。
- 政府全体の取組においても、「地方創生に関する総合戦略」(令和7年12月23日閣議決定)において、地方大学による産学連携・人材育成を通じた地方創生に向けた、大学を核とした地域の産学官金等の有機的・実質的な連携基盤(プラットフォーム)の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた産学官連携の強化、都市・地方間を含む大学間連携強化による国内留学等の促進といった取組を通じて、大学を活用した地方創生の取組基盤を強化し、産学官連携事業を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図ることについて取り上げられるなど、地方創生や地域の産業人材育成に関して各地域の高等教育機関に対する期待は非常に大きい。

## 1. これまでの経緯と今後の議論の方向性

- こうした流れの中で、各地域の知の拠点である大学等が、2040年を見据え、地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成に積極的に関わり、各地域の地方創生や地域の産業人材育成の取組をリードすることができるよう、学長、知事、地域産業界等の代表者をはじめ、地域の産学官が様々なレベルで緊密に連携し、その取組の基盤としての高等教育機関間・地域の産学官金等間の連携強化を図るための不断の取組が不可欠。また、各地域の高校教育改革等初等中等教育段階からの教育改革やリカレント教育等の取組との連携なども必要。
- あわせて、2030年代半ばから大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中で、各地域において真に必要な一定の質が担保された高等教育の機会が適切に享受できるよう、各地域の進学者や地域産業等就業先のニーズを十分考慮した高等教育へのアクセス確保策に関し、地域の高等教育機関をはじめとする関係者間の認識の共有、緊密な連携を図ることが可能な場として、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行する場（地域構想推進プラットフォーム）を整備するなど各地域における地域アクセス確保の取組の促進が重要。
- 地域大学振興に関する有識者会議では、毎年度、中央教育審議会における議論や政府全体の人材育成や地方創生、成長戦略等に関する政策の動き、各地域の人材需給等のデータや地域構想推進プラットフォーム等の取組の実施状況等を踏まえつつ、2040年を見据えた取組の方向性や次年度を中心に短期的に実施する具体的な取組を毎年度議論し、毎年度の地域大学振興プランの改善を図ることとする。

## 2. 令和7年度会議における主な議論

- 令和7年度は、地域大学振興に関する有識者会議の設置初年度であり、知の総和答申等を踏まえ、地域構想推進プラットフォームの構築等に資する、地域大学振興に関する基本的な施策の実現に向けた事項について、ヒアリングや議論を進めてきた。
- 有識者会議においては、学生を含む産学官金労言の委員、特別委員、ヒアリング参加者から、地方創生のための地域の産学官金等の連携促進や、地域アクセス確保を図るための大学間・地域関係者間の連携促進、継続的な地域大学振興の取組のための人材・財源等、地域での学生等の充実した学びの機会の確保やそれを支える大学・教員への評価などを中心に議論が深められた(主な議論の内容は次ページ以降参照。)

### 第1回(令和7年4月21日)

座長の選任等、委員・オブザーバー紹介、特別委員(高橋、藤田、齋藤、堀越、雨宮、小林(寛)、近藤、熊谷、松村の各特別委員)ヒアリング など

### 第2回(令和7年6月10日)

特別委員(長谷川、高市、小林(浩)の各特別委員)ヒアリング、幼児教育・保育分野の地域アクセス確保に関する課題についてのヒアリング(仁愛女子短期大学(卒業生・在学生を含む)など) など

### 第3回(令和7年7月31日)

特別委員(富田特別委員)ヒアリング、都市部の大学と地方との交流に関するヒアリング(早稲田大学、大正大学(卒業生・在学生を含む))、令和8年度地域大学振興プラン(仮称)の策定に向けた議論の整理案について議論 など

### 第4回(令和7年10月22日)

特別委員(小林(浩)、高市、小原、松村の各特別委員)ヒアリング、地域構想推進プラットフォームの構築に関するヒアリング(福井県、大分大学・大分県、山梨大学) など

### 第5回(令和8年1月30日)

特別委員(高橋、藤田、齋藤、堀越、雨宮、小林(寛)、近藤、熊谷の各特別委員)ヒアリング、令和8年度地域大学振興プラン案について議論 など

## 2. 令和7年度会議における主な議論

### ①地方創生のための地域の産学官金等の連携促進

○地域の産業人材育成など地域課題を起点とした取組が地域の産学官金等の意思疎通をより深めるとともに、大学と地域産業界の強い結びつきが地域の産業発展・人材高度化に寄与

- ・社会が必要とする職種や能力が変化する中で高いスキルを持つ労働者の増加や新たな労働需要に対応した不断の能力開発やスキルアップが必要であり、大学が地域産業を支える知の拠点として、地方公共団体や地域産業界、地域の社会人・労働者等と意思疎通を図り、適切なニーズ把握が必要との指摘。
- ・労働供給制約社会が到来している中、産業構造高度化に伴う人材の基礎力を高めることや高度人材の育成が課題となっており、地域でどのような人材が必要なのか、大きなトレンドを見据え、地域で地域資源を踏まえどういうところに注力していくのか、産学官金等で真剣に話し合うことが急務との指摘。
- ・今後の産学連携の在り方として、社会(地域)課題を起点とした、オープンで共同した、社会・地域のためのものになってきており、学外とつないで大学の変革を支えることが重要であるとともに、プラットフォームは会議体のみならず実践協働体として機能させるべきとの指摘。地域からの相談、連携依頼等に関する窓口を大学側も明確化することが必要との指摘。
- ・大学が地域産業界との共同研究や技術相談、リカレント学生の受入れ等を通じて、地域でのネットワークを構築している事例の紹介。地域の企業から大学に対し、技術相談の場や共同研究、人材育成に関するニーズが高く、地域の産業発展のためにも大学がオープンな場となることが重要との指摘。積極的な地域産業とのつながりが魅力的な地域の大学になるために必要との指摘。
- ・プラットフォームにおいて、大学の教育内容や研究成果を集約するとともに、地域課題や企業ニーズを継続的に集めることが双方の迅速なマッチングやアクセスにつながるとの指摘。
- ・産業界において広域的な視点での連携が課題と考えており、広域的な戦略を描くことや、他地域のプラットフォームとの連携が必要との指摘。

## 2. 令和7年度会議における主な議論

### ②地域アクセス確保を図るための大学間・地域関係者間の連携促進

○設置者を超えた大学間連携や行政・専門職団体等との連携が地域アクセス確保を図るために必要不可欠

- ・県主導で設置したプラットフォームにおいて、産学と連携し、地域発展への寄与の観点から、知事を会長とした全体会議において理念・方向性を共有するとともに、調整会議で役割分担等をしながら、実行部門会議では責任大学を中心とした取組の推進、県が大学と連携して実施する事業等の事例の紹介。
- ・(地域の)大所高所の観点から地域の高等教育を考えていくことが必要であり、新規事業において知事等と関係を構築しながら一緒に取組を進めていくことが重要。
- ・大学が県と連携して設置するプラットフォームにおいて、部会で役割分担をしながら、テーマに応じて、国立大学のみならず、県や私立大学も部会長として関わり事業等を推進する事例の紹介。
- ・市場原理に委ねて大きな空白地帯が生じ、学びたい分野が学べない、行きたい大学に行けない状況を避けるため、設置者を超えたいわゆるホールディングス化した連携も考えられるのではないかと指摘。
- ・県や保育現場、養成校が連携して、地域ニーズを把握しながら地域アクセスを確保し、地域にとって真に必要なとされる取組事例の紹介。
- ・各地域の国公私立それぞれの大学の価値を認めながら、エッセンシャルワーカーも含めた地域人材養成について、地域から求められているものを意識しながら大学改革を進めていくような、地域大学システムといったものを構築することが必要との指摘。
- ・地域内外のキャンパス間の連携、地方の大学が都市部の大学の知見を得られるスキームが地域アクセス確保の観点からも重要。

## 2. 令和7年度会議における主な議論

### ③継続的な地域大学振興の取組のための人材、財源等

○的確なコーディネーターの配置・育成や人材のマッチングの取組が産学官金等の信頼関係構築や連携基盤の充実に寄与

- ・大学、地方公共団体、産業界の間で依然として大きなコミュニケーション不足があると感じており、相互をつないでいくコーディネーターの配置・育成等や、ステークホルダーの互いの言語理解や取組実現に資するよう、思いを持ってやり抜く熱意や推進力などが必要との指摘。
- ・産学官金等の複数領域を知っているコーディネーターなどをチームで配置していくことが重要であるとともに、熱意を持った方が常に地域のことを考えられる環境を整備し、育てるという視点も必要との指摘。
- ・最終的には個々の地域や取組単位でコーディネート（自己組織化）できるようにすることが目標との指摘。
- ・継続的な取組とするためにも、役所主導だけでなく、外部人材活用の枠組みも活用しながら、役所の外で外部人材にも関わっていただき、民間主導の取組も育てていくことが重要との指摘。
- ・地域金融機関から国立大学に現役出向しているコーディネーターからは、地域事業者のニーズを聞き取り、大学の研究シーズとマッチングさせることが今後重要となっていくことや、現役出向であるメリットとして同世代の支店長等と連携して取り組むことができているといった事例の紹介。

○多様な財源のマネジメントが継続的な産学官金等連携の取組に不可欠

- ・地域構想推進プラットフォームはバンク的な存在となることが期待されており、大学のシーズを活かしながら高校等や地域産業界と連携した取組、共同研究、リカレント等に取り組むことが必要との指摘。
- ・大学の地域センター整備・運営、学生関係プロジェクトへの地域からの支援、企業からのリカレント学生の派遣など、大学や地方公共団体、産業界等が地域の教育研究活動に対して拠出している事例の紹介。
- ・新規事業においては、財源獲得・マネタイズ、中間支援体制の構築等が取組の持続性や学生の定着等の促進につながるよう、様々な課題が解決の方向に進むような枠組みになることを期待。

## 2. 令和7年度会議における主な議論

### ④地域での学生等の充実した学びの機会の確保やそれを支える大学・教員への評価

○地域での高校・大学での充実した学びの経験が学生等の進路・就職先選択において極めて重要

- ・高校時代のボランティアや地域イベント運営、まちづくりの活動等地域と関わる経験(総合的な探究の時間を含む)が大学選びに影響したり、大学で学ぶ内容に関心を持ったりした経験について紹介。
- ・大学での地域でのインターンシップや実践的な授業等を通じて就職先を決定した事例の紹介。一方で、コロナ禍での地域での実践的な教育が不足したことによる地域での就職率の落ち込み事例の紹介。
- ・小中学校での総合的な学習の時間、高校での総合的な探究の時間、大学のPBLをつなぐために、地域構想推進プラットフォームを活用することが必要との指摘。地域の課題をできるだけ正確に知って、その課題に基づいて大学改革を進めていくことがこれからの大学に求められているとの指摘。
- ・都市部の大学における地域と連携した取組により、就職先が首都圏であったとしても、地域に対する課題意識を持ち、地域に貢献していきたいとの思いを持って卒業する学生が多いことや、学生からは現場に寄り添う実践が大学での学びや就職後にも活かされているといった経験について紹介。
- ・都市部の学生からは、知っていること、経験したことでないを選択することができず、一人では気づけない学び、大学での多様な経験を通して、就職先・地域を選んだ経験について紹介。また地方からの進学者からも、地域に関わる人を支える役割、地元の活性化を担うことを目指して学んでいることの紹介。
- ・地域の大学は学生の「やってみたい」を社会的価値へと転換する拠点であるべきであり、学習内容と社会とのつながりが可視化されたり、地域での実践が評価される、「学びの中身」で選ばれる大学が必要。
- ・「なんとなく都市圏に進学」を選択する高校生の存在もあり、継続的な高大連携の取組の重要性や大学に対するイメージがクリアになるような、より継続的・長期的な大学・学生が関わる取組を期待。高校生も大学生と気軽に関わる機会を望んでおり、短期間で参加しやすい取組も含め高大連携の取組推進を期待。

## 2. 令和7年度会議における主な議論

### ○各地域の大学・教員に対する評価の工夫がさらなる地域志向の取組発展に寄与

- ・地方大学の今後の方向性として、地域活性化の実践をし、学生と一緒に地域を盛り上げながら、研究成果にもつなげていくことを得意にしていく必要があるとともに、いわゆる地域系の大学や教員に対する、学术界や地域からの評価が、当該大学・教員による地域での教育研究活動の活性化につながるとの指摘。
- ・地域構想推進プラットフォーム等を通じて、地域連携の取組を促進する教職員に対しての評価や取組の重要性について、地域で共有していくことが必要との指摘。
- ・学生の教育に寄与する地域での取組の発信や地域との信頼関係を築く人材の配置・評価が重要との指摘。

# 令和 8 年度地域大学振興プラン



文部科学省

## 1. 令和8年度の取組に向けて

- 令和7年4月以降、地域大学振興に関する有識者会議において、学生を含む産官学金労言の委員、特別委員、ヒアリング参加者それぞれの視点から、「知の総和答申」等を踏まえ、今後の地域大学振興の取組に資する、特に地域の高等教育へのアクセス確保に関する施策の具体化に向けて議論を深めてきた。
- 学生の特別委員からも、魅力的な地域の大学の実現のためにも、他大学や自治体、地域産業界等とのつながりを深めるとともに、地域の高校生が大学に対するイメージをよりクリアに、大学生をより想像しやすくなるような高大連携の取組への期待が多く寄せられた。
- 上記を含め主な議論の内容は、前掲の「令和7年度会議における主な議論」を参照いただくこととし、令和8年度においては、予算化される「地域構想推進プラットフォーム構築等推進事業」や「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進」、「大学等を核とした地方創生事例の普及・展開」、また制度化された「地域アクセス確保特例」の具体的な取組の推進を図るため、各地域の状況や構想等を十分踏まえつつ、関係省庁の地域大学振興関連施策や高校教育改革等教育改革・リカレント教育等の取組とも連携を図りながら、各地域の大学振興、地方創生に向けた取組が展開されるよう、各地域の支援の充実に取り組む予定である。
- 「知の総和答申」において示された危機感を共有しつつ、2040年を見据え、上記予算事業や制度も活用し、地域アクセス確保・地域大学振興の取組の展開に資する、大学間・産学官間の連携基盤の構築等に最優先で取り組むこととする。
- 令和8年度の有識者会議においては、各地域の取組の進捗に留意しつつ、各地域の取組の充実に向けて議論を深め、次年度以降の取組につなげていくこととする。

## 2. 今後10年程度を見通した地域大学振興の取組の方向性

- 学長、知事、地域産業界等の代表者をはじめ、地域の産学官が様々なレベルで緊密に連携し、各地域の人材需給の状況や産業界等のニーズを共有しながら、2040年を見据えた地域アクセス確保・地域大学振興の取組に資するよう、各地域において、高等教育機関間・産学官間の連携基盤強化に向けて不断に取り組むことが必要不可欠。
- 各地域の産業、社会・生活基盤を支える分野の人材育成に関し、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行する場(地域構想推進プラットフォーム)の構築や、地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営の取組や地方創生に資する産学官連携の取組(例:地域研究教育連携推進機構)を通じて、各地域において、大学等高等教育機関の役割を認識・共有し、2040年を見据えた大学間・産学官間の取組を促進。地域の高校教育改革等教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、地域構想推進プラットフォームが地域の人材育成の取組のハブとなるべく、実効的な運営・取組促進を図る。
- また、各地域において、学生の教育機会の確保・充実に資するよう、地域にとって真に必要とされ、一定の質が担保されることを前提に、複数の大学が教育資源を共有しながら、より魅力的な人材育成に共同で取り組みやすい環境の実現を図る。
- さらに、学生の専門性向上・将来の進路選択に資する幅広い経験・多様な価値観に触れられる地域内や都市・地方間の多様な交流促進、各地域の高等教育の場の充実を図る。
- これらの取組を促進するため、各地域の議論や取組の進捗に応じたコーディネーター等の人材の配置・育成、持続可能な取組に資する多様な財源確保の取組の推進、各地域のプラットフォームや大学等の取組事例・ノウハウ等の共有促進を図る。

※毎年度の具体的な取組については、取組の進捗を踏まえ、有識者会議において継続的に審議<sup>13</sup>

### 3.令和8年度の取組（ア.地域構想推進プラットフォームの構築）

- 2040年における各地域の社会や産業のあるべき姿を見据え、知事、学長、地域産業界等の代表者をはじめ、地域の産学官が様々なレベルで緊密に連携し、各地域の人材需要や産業界等のニーズを共有しながら、高校改革と連動した高等教育改革をはじめ、地域ニーズを踏まえた人材育成方策を協議・実行するための「地域構想推進プラットフォーム」の構築を促進。
- 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業や、地域アクセス確保特例制度創設と併せて導入したプラットフォームの届出制度も活用しつつ、各地域の産学官金等の連携基盤の構築を支援。
- 同事業においては、各地域で既に構築されている地域連携プラットフォーム等の連携基盤も活かしつつ、実効性のある地域アクセス確保策や地方創生の取組が創出されるよう、2040年を見据え、下記採択方針に基づき、地域構想推進プラットフォームの趣旨を踏まえた多様なモデル構築を目指す。

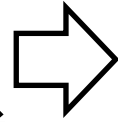
#### 【「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業 採択方針(案)】

- 2040年を見据えた地域の人材需要や産業界等のニーズ、高等教育機関等の役割などを共有し、地域の人材育成方策を協議・実行するために適切な組織・連携体制等の整備が見込まれること。  
※既存プラットフォームの発展のみならず、将来を見据えた再編や県設置会議と連携した整備等多様な構築方法があることにも留意。  
※県等自治体、商工会議所など地域産業界・関係団体等からの地域ニーズの的確な把握など緊密な連携体制確保に留意。  
※進学・就職時の学生の動向や人材需給等の把握、取組の定期的な評価・改善、大学・教員等の顕彰などPDCA等に関する取組に留意。
- 高校教育改革と連動した高大院一体改革をはじめ、地方公共団体や地域産業界等多様な地域関係者と連携した実効性ある地域アクセス確保や人材育成の取組の展開が見通されていること。  
※高校改革基金や地域未来戦略の取組など、地域大学振興に関連する多様な取組との連携に留意。
- 地域関係者間の連携基盤強化につながる産学官金等連携事業などの取組を継続的に推進するため、多様な財源マネジメントが可能な組織であることが見込まれること。  
※地域構想推進プラットフォームが法人格を有する場合には、直接事業費を交付予定。地域の産学官のニーズを踏まえつつ、マネジメント体制整備や、会費・寄附・委託等事業費をはじめとした多様な財源確保の取組に留意。
- 他地域の地域構想推進プラットフォームや大学等との連携など、当該地域の地域アクセス確保に関する課題・ニーズ等に応じた連携・協力体制の構築に努めること。

# 「地域構想推進プラットフォーム」の構築（イメージ）

## 2040年を見据えた実効的なプラットフォームの構築

○大学進学者数の大幅減  
 (約63万人(2024)→約3割減(2040))  
 ⇒各地域の高等教育へのアクセス  
や、地域産業や社会・生活の基盤  
に大きな影響のおそれ



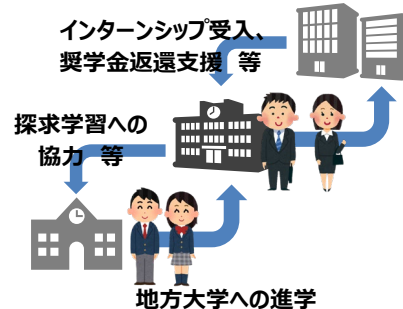
○各地域の高等教育を取り巻く課題、将来の人材需要、国公立大学等が果たす役割等について地域全体で認識共有  
 ○各地域の高等教育へのアクセス確保や地方創生のため、各地域の高等教育機関を中心とした実効的な産学官金等連携による人材育成の取組促進  
 ⇒**各地域の「知の総和」向上に向けた取組を強力に支援**

## 【地域構想推進プラットフォームと取組展開例】

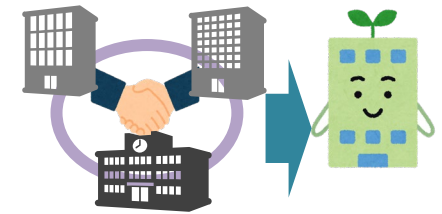
○地域の人材需給や産業界のニーズ等を踏まえた、**高校改革と連動した大学改革**(教育組織・カリキュラム改革等)



○高校段階からの地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化



○地元企業や大学のリソース等の結集による地域の新産業創出



○地域アクセス確保のための大学間の教育研究連携の一層の促進



※その他、地域大学振興の観点から、都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進に関する取組(国内留学等)も展開

# 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

令和8年度予算額（案）

7億円  
（新規）



文部科学省

## ● 背景・課題

- 急速な少子化が進行する中、学生募集停止が相次ぐなど地域の高等教育機関に困難が生じており、地元進学希望者の高等教育機会の確保や、地域の生活・産業基盤等に大きな影響が生じる恐れ。
- このため、2040年の社会を見据え、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を共通認識し、地域関係者と一体となって具体的な取組につなげることが必要。
- 地域の高等教育機関単独での取組には限界があり、**地域にとって真に必要なかつ魅力ある高等教育機関へのアクセス確保**のため、**各地域の大学間・産学官金等間の連携推進方策**を講じる必要。

- 大学進学者数推計  
（2024年）約63万人⇒**2040年には約3割減少**
- 大学進学時の都道府県別流入・流出者  
⇒（2024年）**38道県で流出超過**  
（出典）文部科学省調べ
- 若い世代が出身地域を離れた理由  
⇒ 男女ともに、「**希望する進学先が少なかったから**」が**最多の理由**（出典）内閣府調べ

**2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施**

## ◆ 事業内容

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 議論を行う協議体に配置される大学間・産学官連携の推進役となるコーディネーターを中心に、各地域の魅力ある高等教育機関づくりに関する取組を推進。
- 採択事業の参画機関（高等教育機関、地方公共団体等）と、文部科学省をはじめとする関係省庁との定期的な対話の機会を設け、モデル構築に向けた強力な伴走支援を実施。

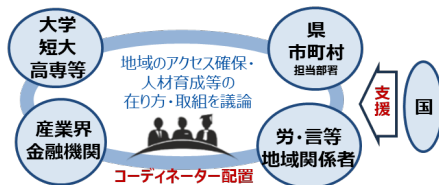
【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×7,000万円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

### 地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



### アウトプット（活動目標）

- モデル事業の採択数

### 短期アウトカム（成果目標）

- 目標値に達したKPI数/採択事業ごとに設定した全てのKPI目標数

### 長期アウトカム（成果目標）

- PFでの議論を踏まえて、地域アクセス確保や、地域において必要な人材育成に向けた取組を行う大学の数

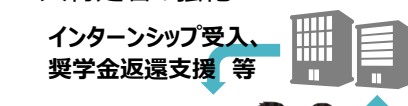
## 【プラットフォームでの議論を踏まえ期待される取組例】

- 地域の人材需給や産業構造のニーズ等や、高校教育改革と連動した教育組織・カリキュラムの改革



プラットフォームでの議論

- 高校段階から地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化



インターンシップ受入、奨学金返還支援等



探求学習への協力等



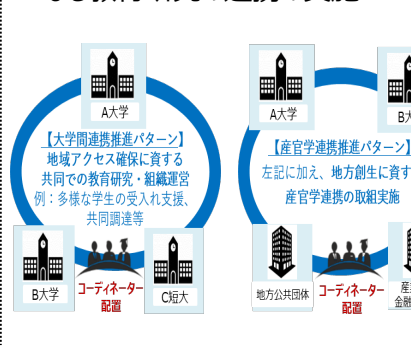
地元での就職

地方大学への進学

- 地元企業や金融機関、大学のリソース等を結集し、地域の強みを生かした新産業の創出



- 連携開設科目の設置にとどまらない、地域アクセス確保のための更なる教育研究の連携の実施



（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

### 3.令和8年度の取組（ア.地域構想推進プラットフォームの構築）

- 「地域構想推進プラットフォーム」は、各地域の人材育成・地域振興の取組のハブとしての機能を果たせるように構築することが目標であり、高校教育改革など初等中等教育段階やリカレント教育など社会人段階での人材育成の取組との連携のみならず、重要分野をはじめとする地域産業振興施策や地域の社会・生活基盤を支える施策、関係人口創出等地方創生の取組との連携も重要。
- 国においても、地域大学振興室が省内関係部局や地域産業振興・地方創生に関わる関係省庁と連携し、地域構想推進プラットフォームと省内外の地域大学振興関係施策との連携を図ることが必要。

#### 【主な地域大学振興関連施策例】

（内閣官房・内閣府）

- 「地方大学・地域産業創生交付金」など地域未来戦略等に関する事業

（総務省）

- 「ふるさとミライカレッジ」（大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト）など地方公共団体における大学等と連携した取組

（経済産業省）

- 2040年の就業構造推計を踏まえた戦略的な産業人材育成を進めるため、地域ブロック別での「地域人材育成構想会議」を開催 等

- 「科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業」など地域大学等と産業界の連携による研究成果の実装化・人材育成を目的とした研究開発支援に関する事業

（文部科学省）

- 高校教育改革、大学の基盤的経費、大学・高専機能強化（成長分野転換）、大学病院機能強化、イノベーション・commons（国立大学施設整備）、産学連携リ・スキリング、共創の場形成支援プログラムや産業・科学革新人材育成など科学技術・イノベーションに関する事業等

### 3.令和8年度の取組（イ.都市部大学と地方の大学や地方公共団体間の連携促進）

- 都市・地方双方の持続的な成長・発展に向け、都市部大学と地方の高等教育機関・地方公共団体との間で交流・連携等を推進し、都市部大学の学生の教育研究フィールドを広げ、地域での多様な経験機会へのアクセスの充実を図るとともに、地域アクセス確保にも寄与する地域での高等教育の場の充実や、都市・地方の人材交流・循環の促進、関係人口の増加を図ることが重要。
- 下記採択方針に基づく「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進」事業を通じて、都市部の大学のミッションに応じ、学内における地域連携の推進体制整備や地域連携に関する教育プログラムの構築、地方公共団体や地方大学との新たな連携構築等の取組を促進し、取組事例やノウハウの共有を図る。

#### 【「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進」事業 採択方針(案)】

- 都市部大学において、地方の高等教育機関・地方公共団体と交流・連携等を推進するため、全学的な組織等整備や教育プログラムの構築等、適切な推進体制の整備が見込まれること。  
※全国的に地方公共団体や大学と連携して取り組む場合や、個別の地方公共団体や大学と地域における高等教育機会確保のため密接に連携する場合など、全学的な推進体制を整備した上で取り組む内容は多様であることに留意。
- 本事業で実証しようとする取組が、当該大学の学生の教育研究や将来選択の機会の充実に寄与するものであるとともに、持続的な人材の交流・循環、地方の高等教育機会の充実、地域産業の発展等地域振興など地方創生に寄与するものであることなど、地方の高等教育機関・地方公共団体と連携した取組の展開が見通されていること。  
※ふるさとミライカレッジや関係人口創出の取組など、他の地域大学振興や地方創生に関連する取組との連携に留意。
- 都市部大学のミッションや連携する地方の地域アクセス確保等に関する課題・ニーズ等を踏まえ、都市部大学と連携する地方の高等教育機関・地方公共団体が属する地域構想推進プラットフォームとの連携にも努めること。

## ◆背景・課題

- 大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が、東京都をはじめとする大都市圏で100%を超えている一方、多くの道県で100%未満となっているに加え、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者・就職者の流入傾向が続いているなど、依然として都市と地方間の様々な課題が生じている状況。
- こうした状況を踏まえ、都市と地方双方の持続的な成長・発展にむけて、地方と都市部の高等教育機関間での交流・連携等を推進し、地方への新たな人の流れを創出することが必要。

## ◆事業内容

地方への人の流れの創出につながる国内留学等の取組を支援し、地域の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進し、地方における関係人口の増加を図る。

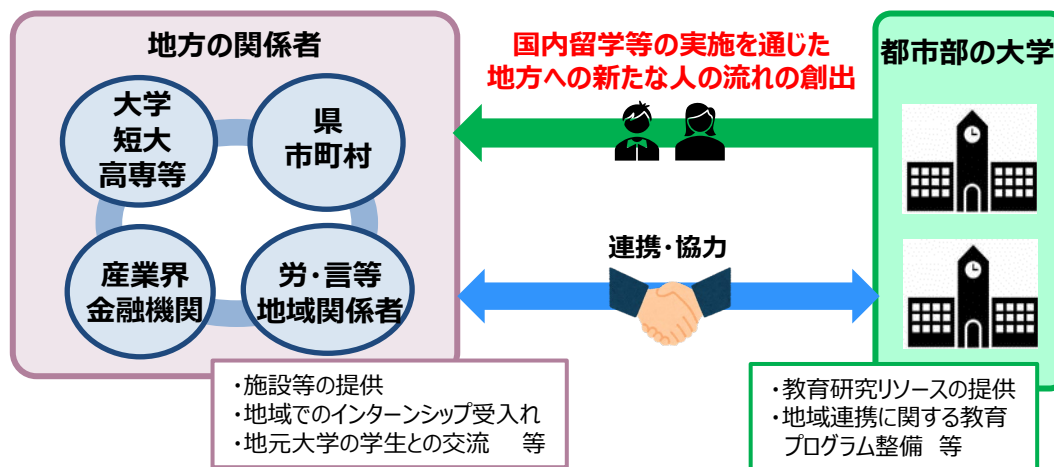
- 都市部の高等教育機関において、地方が抱える社会問題や課題に対する理解を深め、地方での実習等を通じて課題解決に取り組む教育プログラムを構築。
- 都市部の高等教育機関と地域の関係者が相互にリソースやフィールドを提供し、持続的な人材の交流・循環に向けた緊密な連携・協力体制を構築。
- 教育プログラムの実施を通じて都市から地方への新たな人の流れや結びつきを創出し、関係人口の増加を図る。

【支援対象】 国公立の大学・短期大学・高等専門学校

【事業期間】 3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】 3件×2,500万円程度

### 【取組イメージ】



### アウトプット（活動目標）

- ・本事業の採択数

### 短期アウトカム（成果目標）

- ・構築された教育プログラム数

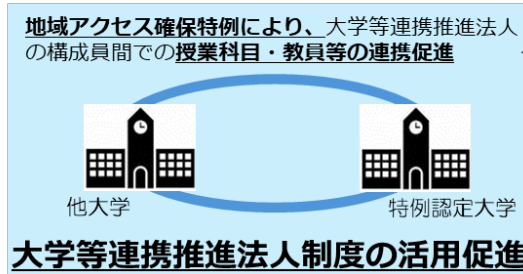
### 長期アウトカム（成果目標）

- ・採択機関における地方への学生派遣数
- ・学生の受入に協力する地方公共団体数

### 3.令和8年度の取組（ウ.大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援）

- 地域アクセス確保の観点や地域の人材需給を踏まえ、複数の大学が教育資源を共有化し、共同での人材育成がしやすい環境整備を図るため、分野所管省庁と連携した地域の専門人材育成・確保の取組や、地域関係者と連携した複数大学による地域アクセス確保の取組を可能とする、いわゆる「地域アクセス確保特例」に関する大学設置基準等の改正を実施（令和8年1月1日施行）。
- 当該改正の中で整備した「協議会」（地域構想推進プラットフォームを想定）の届出制度も活用し、各地域の地域アクセス確保の取組を把握しつつ、例えば、当該地域の人材育成に多大な支障が生じる恐れがあり、地域関係者から支援されている場合など地域アクセス確保の取組の緊要性がある場合や、将来の地域の人材需給等を見据え、地域関係者の支援の下、持続可能な高等教育機会の確保に取り組む緊要性が生じている場合には、大学間連携による地域アクセス確保の取組を促進。

#### 取組イメージ



#### 地域アクセス確保特例制度の創設

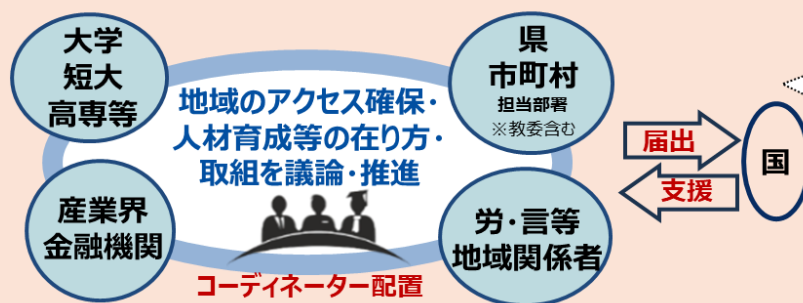
- ・他大学との連携や地域構想推進プラットフォーム等の意見の勘案を前提とし、地域アクセス確保に資する取組を行うため特に必要であると認められる場合、必要な範囲で授業科目の自ら開設要件やオンライン授業等の上限単位数の緩和、外部基幹教員要件の柔軟化等を個別に認定(大学設置基準改正)
- ⇒各地域の大学間教育連携の取組を支援

- ・地域構想推進プラットフォーム等地域関係者の意見を勘案
- ・特例活用が特に必要である事情(例:地域関係者から財政的・人的・物的支援が実施されるなどの緊要性等)を考慮

#### 大学等連携推進法人制度を活用した連携深化

- ・大学等連携推進業務として、「事務の共同運営」や「産学官連携推進事務」を明確化
- ⇒大学等連携推進法人が地域構想推進プラットフォームでの議論を踏まえた大学間・産学官間の個別具体的な取組を促進

#### 地域構想推進プラットフォームの構築



#### 地域構想推進プラットフォームの届出制度の創設

- ・地域アクセス確保や人材育成等の在り方・取組を議論し推進する「地域構想推進プラットフォーム」(※)の届出制度を創設し、新たに国と連携した枠組みを整備
- ⇒各地域の地域アクセス確保・人材育成等の取組を促進
- ※地域の大学等、地方公共団体、産業界等が相当数参加することや、地域関係者間の円滑な情報共有を行うプラットフォームを想定。

# 大学設置基準等の一部を改正する省令及び 地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程等について

## 改正の内容

### ①大学設置基準等の改正

- ・大学が高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、当該大学が、他の大学等と連携して当該取組を行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けたときは、基幹教員要件や上限単位等に係る特例対象規定の全部又は一部によらないことができること。(大学設置基準第58条第1項関係)
- ・上記認定を受けた大学は、認定を受けた事項を学則等に定め公表すること。(同条第2項関係)

### ②地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の整備

- ・大学設置基準等の改正規定に基づき、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程を整備すること。

### ③地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の整備

- ・大学設置基準等の改正規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程を整備すること。

### ④大学等連携推進法人の認定等に関する規程の改正

- ・大学等連携推進法人の大学等連携推進業務(事務の共同運営・産学官連携推進事務の追加、認定時の公示)や社員に関する規定を整理すること。(第2条、第3条、第5条関係)

## 施行期日

令和8年1月1日

# 地域アクセス確保特例制度について

## (大学設置基準等の一部改正及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の新設)

### 背景・趣旨

- 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、
  - ・地方に在住する高等教育進学希望者の高等教育へのアクセス確保に多大な支障が生じるおそれ
  - ・地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれ
- このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」で、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言

### 制度概要

- 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、他の大学と連携して行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けた大学※<sup>1</sup>については、特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができるもの

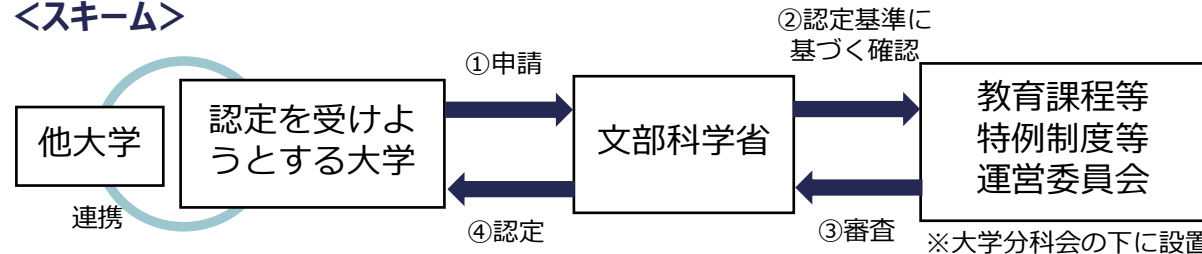
#### <大学設置基準における主な特例対象規定>

第8条第1項、別表第一イ(1)備考第一号、第二号(基幹教員) / 第19条第1項(授業科目の自ら開設) / 第28条、第29条第2項、第30条第4項(単位互換等の60単位上限) / 第32条第5項(遠隔授業の60単位上限) 等

#### <認定基準>

- 機関としての要件**
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
  - ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
  - ・申請日前5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない※<sup>2</sup>、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと

#### <スキーム>



#### 取組に関する要件

- ・申請計画書において、地域アクセス確保に資する教育の実施の必要性、他の大学と連携した教育の実施内容、学生に対する適切な配慮等が明らかにされていること
- ・申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等を組織して行われること並びに協議会(地域アクセス確保等に関し必要な協議を行う場として告示で別途規定)等と連携して実施されると見込まれること
- ・資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること

※<sup>1</sup>専門職大学、短期大学、専門職短期大学の設置基準についても同様の改正を実施  
 ※<sup>2</sup>特別な事情がある場合は個別に考慮予定

### 施行期日

○令和8年1月1日

# 地域構想推進プラットフォームの構築について

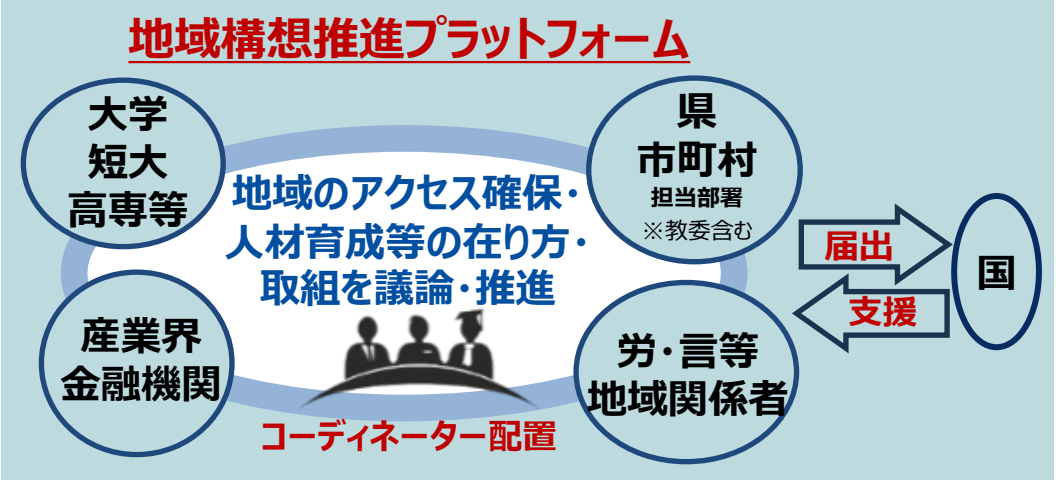
(地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の新設)

## 背景・趣旨

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申以降、各地域において「地域連携プラットフォーム」の構築が進み、複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し連携を図る取組が進みつつある
- 今後は、各高等教育機関が持つ強みや特色を活かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成する観点から、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、強い当事者意識のもと、高等教育機関、地方公共団体や産業界等が一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が必要
- このため、「知の総和」答申において、各地域の高等教育を取り巻く状況・課題、将来の人材需要等を踏まえ、地域における高等教育へのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方など、大学等における教育・研究の構想やその推進について、大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が継続的に議論し、実効性のある取組につなげていくための協議体（地域構想推進プラットフォーム）の構築が提言

## 制度概要

- 大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者は、共同して、地域における高等教育へのアクセス確保に関する構想や、大学等間の連携、地域関係者と連携した教育活動（人材育成等）に関し必要な協議を行うための協議会（地域構想推進プラットフォーム）を組織することができる（※協議会の構成員は協議結果を尊重）
- 以下の措置を講じている協議会は、文部科学大臣に届け出ることができる
  - ・大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が相当数参加するための措置
  - ・地域の関係者間の円滑な情報共有を図るための措置
- 届出を行った協議会は、国に必要な情報提供等協力を求めることができる



## 施行期日

○令和8年1月1日

# 地域アクセス確保特例に関する制度改革を通じた地域大学振興の取組の方向性

○地域アクセス確保特例に関する制度改革により、地域構想推進プラットフォームを通じた各地域の大学間・産学官間連携の取組を促進予定。

## 取組イメージ

地域アクセス確保特例により、大学等連携推進法人の構成員間での授業科目・教員等の連携促進



## 大学等連携推進法人制度の活用促進

- 地域構想推進プラットフォーム等地域関係者の意見を勘案
- 特例活用が特に必要である事情(例:地域関係者から財政的・人的・物的支援が実施されるなどの緊要性等)を考慮

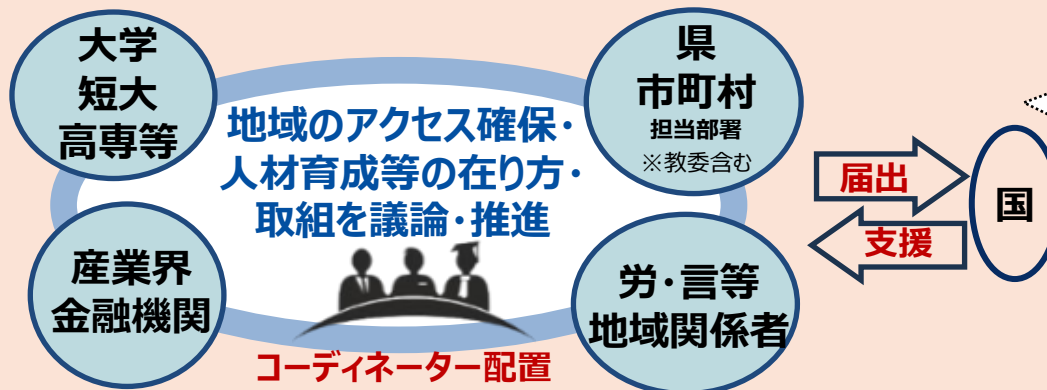
## 地域アクセス確保特例制度の創設

- 他大学との連携や地域構想推進プラットフォーム等の意見の勘案を前提とし、地域アクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合、必要な範囲で授業科目の自ら開設要件やオンライン授業等の上限単位数の緩和、外部基幹教員要件の柔軟化等を個別に認定(大学設置基準改正)  
⇒各地域の大学間教育連携の取組を支援

## 大学等連携推進法人制度を活用した連携深化

- 大学等連携推進業務として、「事務の共同運営」や「産学官連携推進事務」を明確化  
⇒大学等連携推進法人が地域構想推進プラットフォームでの議論を踏まえた大学間・産学官間の個別具体の取組を促進

## 地域構想推進プラットフォームの構築



## 地域構想推進プラットフォームの届出制度の創設

- 地域アクセス確保や人材育成等の在り方・取組を議論し推進する「地域構想推進プラットフォーム」(※)の届出制度を創設し、新たに国と連携した枠組みを整備  
⇒各地域の地域アクセス確保・人材育成等の取組を促進

※地域の大学等、地方公共団体、産業界等が相当数参加することや、地域関係者間の円滑な情報共有を行うプラットフォームを想定。

- 地域アクセス確保に関する司令塔機能強化のため、令和7年4月に地域大学振興室新設
- 地域大学振興に関する有識者会議に学生を含む産学官金労言関係者や関係省庁が参画

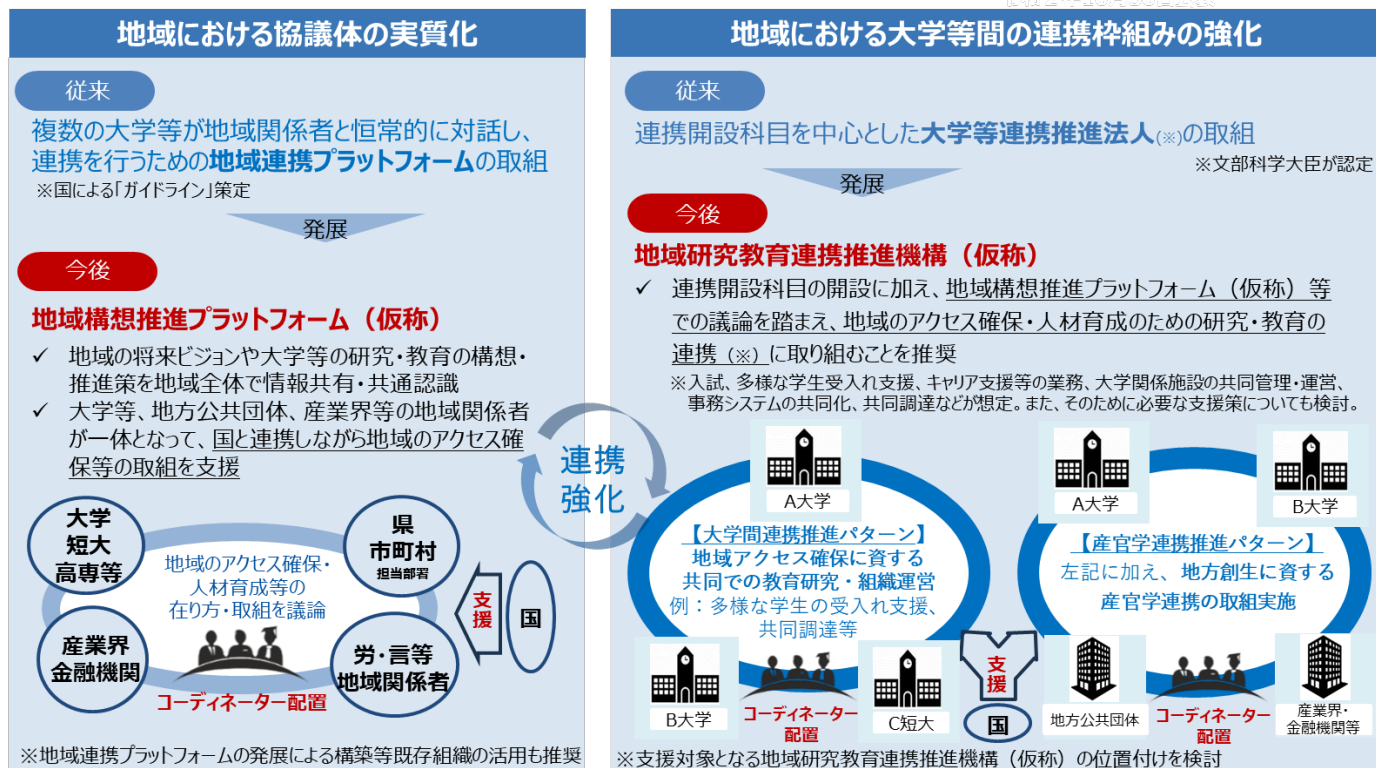
⇒ 関係省庁・関係機関等と連携して、各地域の地域大学振興の取組を総合的に支援

### 3.令和8年度の取組（エ.その他の取組）

（大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用）

- 大学等連携推進法人制度の多様な活用事例や連携のメリット等を示しつつ、下記のように、ア～ウの取組と関連させながら、大学間・産学官連携の取組を推進。
  - ・ 地域構想推進プラットフォームの構築のモデル的な取組と連携して、さらなる大学間・産学官連携の促進を図るため、地域アクセス確保や地方創生に資する発展的な活用（地域研究教育連携推進機構）に関し、多様な事例創出（地域構想推進プラットフォームとの一体的な整備を含む。）に取り組む
  - ・ 都市部大学と地方の大学が緊密に連携して都市・地方間交流に取り組む場合には、地域研究教育連携推進機構など大学等連携推進法人制度の活用を推奨
  - ・ 地域アクセス確保特例において、地域研究教育連携推進機構など大学等連携推進法人制度を活用

<参考> 地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）



### 3.令和8年度の取組（エ.その他の取組）

（地域構想推進プラットフォーム等大学等を核とした地方創生事例の普及・展開）

- 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業や、「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進」事業での取組をはじめ大学等を核とした地方創生事例の普及・展開は、事業採択の有無に関わらず重要であり、可能な限り広く事例を共有することが必要。
- また、事例の普及・展開に合わせて、コーディネーター間のノウハウや情報共有を図るためのセミナーの開催や、地域大学振興に関する課題等についての意見交換の場を設けるなど、地域大学振興関係者のニーズに応じたテーマを選択し、各地域の課題等の解決に取り組む。

（地域大学振興関係施策との連携（再掲））

- アやイでも言及したように、「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業や、「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進」事業の実施に当たっては、関係省庁の施策との連携や、各地域の高校改革や地方創生関係施策等との連携が必要。
- 地域大学振興室においても、省内外の関係省庁・担当部局と連携し、地域大学振興関係者に対する積極的な情報提供や助言等に取り組む。

## ● 背景・課題

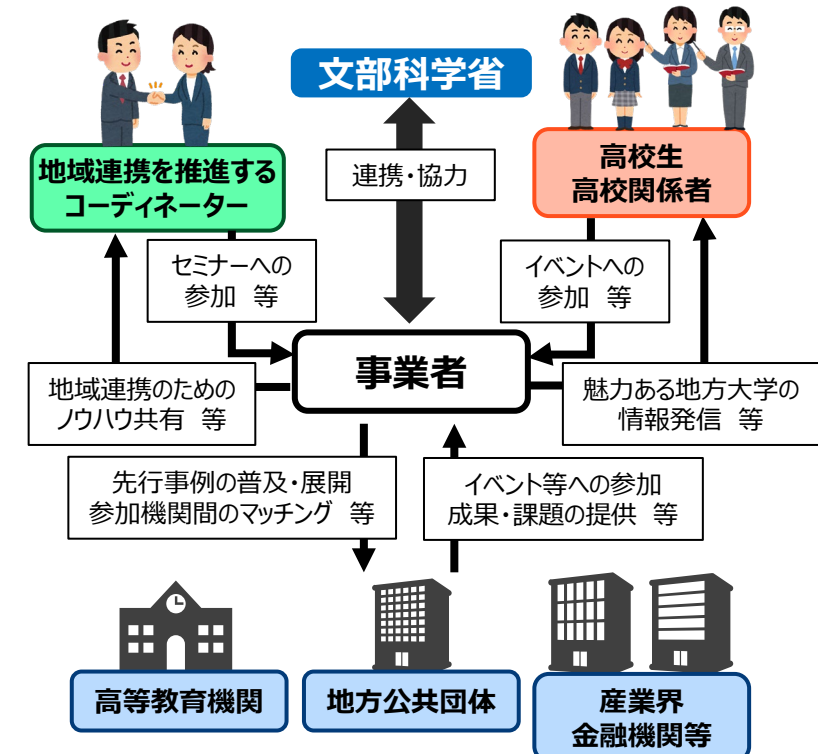
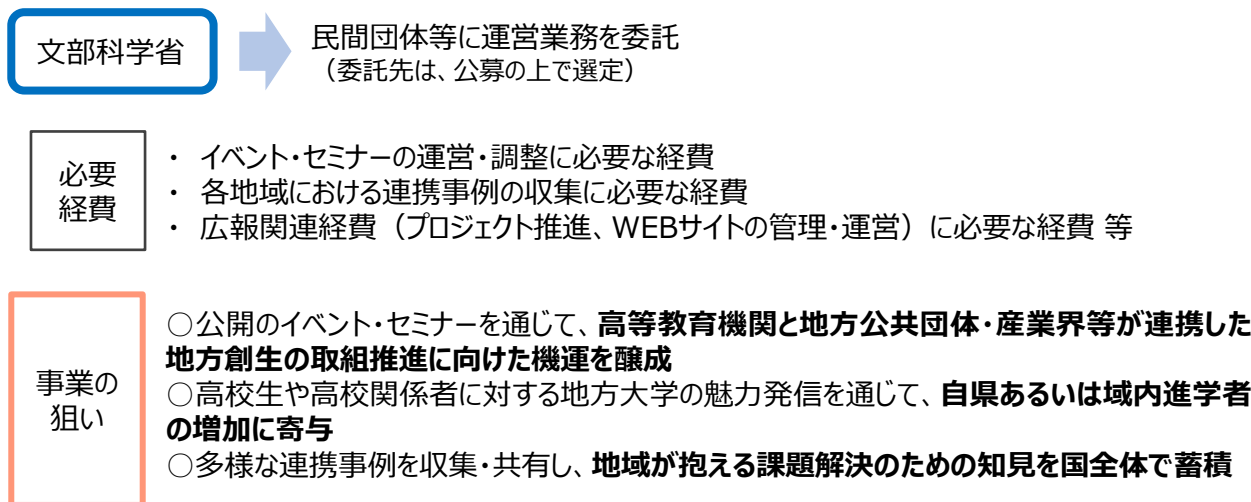
既に地域連携の取組を進めている地方公共団体や高等教育機関においても、「活動内容（何をやるべきか分からない等）」「構成員間の温度差」を運営上の課題として認識。

また、高校生が地元の大学を選択しない主な理由として、行きたい学校が地元には無かった、自分の学びたい分野等を学べる学校が地元には無かったという理由が挙げられており、各大学が自らの魅力づくりに取り組むとともに、その魅力を発信するための場を構築することが必要。

## ◆ 事業内容

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を行う。

## ◆ 事業スキーム



高等教育機関を中心とした地方創生の推進